

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

——国税庁告示「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」をめぐって——

蛭原 健介

1 はじめに

2015年10月30日、国税庁長官は、「果実酒等の製法品質表示基準を定める件」（国税庁告示第18号）および「酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件」（国税庁告示第19号）を告示した⁽¹⁾。前者は、ワインのラベル表示にかかわる基準であり、後者は、ワインを含む酒類の地理的表示の指定手続を定めるものである。

これまで、日本においては、「ワイン法の不在」が繰り返し指摘されてきた⁽²⁾。法律上、ワインの定義は存在せず、ワインラベルの表示については、一部、法令にもとづく表示義務事項は定められていたものの、産地、品種名、年号といった重要な事項の表示ルールは、もっぱら業界の自主基準として定められた「国産ワインの表示に関する基準」に委ねられてきた。この基準は、日本ワイナリー協会に加盟する生産者などによって遵守されてきてはいるものの、自主基準である以上、法的拘束力を欠き、罰則規定もない。最近、日本ワイナリー協会においては、団体加盟が認められるようになり、2016年4月現在、120社を超えるワイナリーが加盟しているが、それでも実際にワインの製造を行っている事業者の半分程度である。加えて、自主基準では、国産原料を使ったワインだけでなく、輸入原料を使用したワインであっても、定義上は「国産ワイン」に含

まれることから、消費者が国産ぶどうを使用したワインと混同する可能性があり、産地表示、品種名表示、年号表示の基準も、諸外国のラベル表示ルールと比較して時代遅れとの指摘が少なくなかった。

日本ワイナリー協会においては、国際基準にあわせた自主基準の改正案が検討されてきたが、これとは別に、国会においても、議員主導でワイン法の制定をめざす動きも出てきた。自民党では、2014年に、議員連盟「ワイン法制定に向けた勉強会」が発足し、当初は、2015年に議員立法としてワイン法を国会に提出する方向であったが、同議員連盟は、2015年3月、国税庁に対して「酒類業組合法に基づくワインの表示に関するルールの策定および地理的表示制度の見直しを検討すべき」とする提言をまとめた⁽³⁾。

この提言では、国産ぶどうのみで醸造したワイン、すなわち「日本ワイン」を他のワインと明確に区別できるようにすること、また、年号、ぶどう産地、ぶどう品種名などを表示する場合のルールも明確化すること、輸入原料を使用しているワインは、それが消費者に一目でわかるようにすること、という表示基準の改善が課題に掲げられた。

また、地理的表示制度に関しては、産地指定を受けるための要件につき、国として統一した基準（当該産地で収穫されたぶどうの使用割合、補糖の制限など）を策定すること、EUなどの制度を参考としつつも、国内のワイン事業者の実情や地域の自主性に十分配慮しながら、生産者団体が最低限定めるべき項目を明示すること、さらに、地理的表示ワインの消費者にわかりやすい統一的な表示方法を定めること、といった事項が提言に盛り込まれた。

このような議員連盟の動きに呼応し、国税庁もラベル表示や地理的表示に関する規定の整備に取りかかった。2015年6月、国税審議会酒類分科会で了承のうえ公表された基準案は、パブリック・コメントの募集手続を経て、修正のうえ、10月30日に告示された。

本稿では、これらの告示で定められた基準のうち、とりわけ「果実酒等の製

法品質表示基準」を取り上げ、その概要を紹介するとともに、新たな基準が、今後、日本のワイン産業・ブドウ栽培業に及ぼす影響について論じていくことにしたい。

2 基準策定の背景

近年、日本では、少子高齢化の影響で酒類の消費が伸び悩んでいるが、ワインに関していえば、輸入のみならず、国内製造分も含め、消費が拡大しており、成長産業とみなされている。とりわけ、日本国内で収穫された国産ぶどうのみから醸造された「日本ワイン」に対する関心が高まっており、なかには国際的なコンクールで受賞する高品質なワインもあらわれている。このような状況にあって、国税庁は、日本ワインの国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールをふまえた「果実酒等の製法品質表示基準」の策定をはかることとしたものである⁽⁴⁾。

また、地理的表示制度については、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品に限って、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度として導入されたものの、これまでは、地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進んでいなかった。そこで、今後、日本産酒類のブランド価値向上のためには、地理的表示の活用が必要であるとの認識にもとづき、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化に向けて、「地理的表示に関する表示基準」の改正が行われることとなったのである⁽⁵⁾。

地理的表示に関する表示基準は、今回の告示以前より法的拘束力を有し、違反行為に対する罰則も定められていたが、ラベル表示基準については、前述のように、法的拘束力のない業界自主基準が存在するにすぎなかった⁽⁶⁾。「果実酒等の製法品質表示基準」は、これまで業界自主基準に委ねられていたワイン

の産地表示、品種名表示、年号表示などについて、事業者が遵守すべき基準を定めたものであり、強制力を有するものとなっている。

3 製法品質表示基準の概要

2015年10月30日に国税庁告示として公表された「果実酒等の製法品質表示基準」は、告示の日から3年間の経過期間を経て、2018年（平成30年）10月30日に施行される。当初案では、経過期間は2年となっていたが、ワインの熟成期間を配慮し、2018年10月までの3年間に延長された。また、国産ぶどうのみを使った「日本ワイン」には、国際的に認知されている製法を用いたワインも含まれることとなった。すなわち、発酵後の糖類添加（ドサージュ）を行って瓶内二次発酵のスパークリングワインを製造する製法やジュースリザーブ製法は、当初案では認められていなかったが、最終的には、「日本ワイン」の製法として認められるにいたっている。さらに、適用日前に製造・保存されたビンテージワインについては、基準の適用を除外する取扱いがなされることとなった。

他方で、パブリック・コメントでは、濃縮果汁の表ラベルへの表示義務の免除を求める意見、輸入原料を使用した場合でも品種名を表ラベルに記載できるよう求める意見、地名表示の要件の緩和を求める意見が寄せられたようであるが、これらの点については、修正は行われず、当初案どおりで進められることとなった。

(1) 「日本ワイン」の定義

本基準は、「国内製造ワイン」「日本ワイン」および「輸入ワイン」について定義している。まず、「国内製造ワイン」については、「酒税法第三条第十三号に規定する果実酒及び同条第十四号に規定する甘味果実酒（以下「果実酒等」と

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

いう。)のうち、国内で製造(同一の酒類の品目の果実酒等との混和を含む。以下同じ。)したもの(輸入ワインを除く。)をいう」と定義されている。ここでいう「国内製造ワイン」には、日本で収穫されたぶどうのみを使ったワインに限らず、輸入濃縮果汁を用いて日本国内で製造されたワインも含まれる。

他方で、「日本ワイン」とは、国内製造ワインのうち、「原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したもの」⁽⁷⁾に限られ、「原料として水を使用したもの」は除外される(ただし、果汁添加や発酵後の糖類添加は可能)。日本ワインには、「日本ワイン」の表示が義務づけられ、日本ワインの定義に合致するもののみが産地、品種名、年号を表ラベルに表示できるとされている。これに対して、日本国内で製造されたワインであっても、「日本ワイン」に該当しないものや、輸入原料を使用したものは、これらの事項を表ラベルに表示することは許されない。

「日本ワイン」を含む「国内製造ワイン」については、使用量の多い順に原材料の表示が義務づけられる。果実の場合は、「ぶどう」のように果実の名称を表示する(濃縮果汁を除く)。また、濃縮果汁を希釈したものは「濃縮還元ぶどう果汁」と、濃縮果汁を希釈していないものは「濃縮ぶどう果汁」と表示し、輸入ワインを原材料として用いたものは「輸入ワイン」と表示する。さらに、特定の原材料を使用した場合には、その旨を表ラベルに記載しなければならない。すなわち、濃縮果汁を使用し、さらに原料として水を使用した場合の「濃縮果汁使用」「輸入濃縮果汁使用」といった表示、輸入ワインを用いた場合の「輸入ワイン使用」という表示である。原料の果実としてぶどう以外の果実(りんご、もも、うめ、メロンなど)を使用した「国内製造ワイン」には、上記の原材料表示に加え、「その果実を使用したことが分かる表示」をその容器または包装の主たる商標を表示する側、すなわち、表ラベルにしなければならない⁽⁸⁾。

なお、輸入ワインについては、「保稅地域(關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保稅地域をいう。)から引き取る果実酒等(当該引取り後、詰

め替えて販売するものを含む。)をいう」と定義されている。

(2) 地名表示

本基準は、国内製造ワインにつき、原材料の原産地名の表示を義務づけている。「日本産」または「外国産」といった表示、もしくは、日本の都道府県名その他の地名の表示⁽⁹⁾、「外国産」の表示に代わる原産国名の表示が可能である⁽¹⁰⁾。

日本の地名⁽¹¹⁾の表示、とりわけぶどう収穫地を含む地名の表示に関して、本基準は、厳格な要件を課している。それによれば、日本ワインに限り、以下の要件が満たされた場合に、①「収穫地を含む地名」または②「醸造地を含む地名」につき、その「地名のみ」をその容器または包装に表示することが可能である。

①原料として使用したぶどうのうち、同一の収穫地で収穫されたものを85パーセント以上使用した場合の当該収穫地を含む地名（表示する地名が示す範囲に醸造地⁽¹²⁾がない場合には、「〇〇産ぶどう使用」など、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法により表示するものとする。この場合において、「〇〇」については、当該ぶどうの収穫地を含む地名を記載するものとする。）

②醸造地を含む地名（醸造地を含む地名であることが分かる方法により表示を行うとともに、別途、ぶどうの収穫地を含む地名ではないことが分かる表示を行うものとする。）

このうち①は、ぶどう収穫地を含む地名を表示するための要件であるが、ワイン醸造地がぶどう収穫地と離れている場合には、ぶどう収穫地を含む「地名のみ」を表示することは認められない。かかる場合には、「ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法」により表示することが必要となる。法令解

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

積通達（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達）によれば、以下の（イ）（ロ）（ハ）の事項をすべて満たす表示方法によらなければならない。

（イ） A～Cのいずれかの方法により地名を表示していること

A 表示する地名に当該収穫地のぶどうを原料として使用した旨を併せて表示する方法（例：「〇〇産ぶどう使用」）

B 表示する地名に当該収穫地のぶどうの使用割合を併せて表示する方法（例：「〇〇産ぶどう 100%使用」）

C 表示する地名にぶどうの品種名を併せて表示する方法（当該収穫地で収穫された単一品種のぶどうを85%以上使用した場合に限る。例：「〇〇シャルドネ」）

（ロ） ぶどうの原産地の表示について、「日本産」に代えて当該表示する地名を表示していること

（ハ） 別記様式に醸造地を表示していること

②の醸造地を含む地名については、「醸造地を含む地名であることが分かる方法」により表示する必要がある。この方法には、

（イ） 表示する地名に「醸造」の文字を併せて表示する方法（例：「〇〇醸造ワイン」、「〇〇醸造」）

（ロ） 表示する地名に、当該醸造地で醸造した旨を併せて表示する方法（例：「〇〇で造ったワイン」）がある。

加えて、表示される醸造地を含む地名が、ぶどうの収穫地ではないことを明らかにするため、「ぶどうの収穫地を含む地名ではないことが分かる表示」を付すことが義務づけられる。この表示には、

（イ） 「〇〇産ぶどう使用」「〇〇産ぶどう 100%使用」「〇〇シャルドネ」などの方法による、ぶどうの収穫地の表示

（ロ） 原料として使用したぶどうの収穫地ではないことの表示（例：「〇〇は原

料として使用したぶどうの収穫地ではありません」,「○○で収穫した以外のぶどうも○割使用しています)がある。

ところで、日本においては、ワイン生産者の名称が地名と同一である場合が少なくない。かかる場合に、上記の表示基準との調整をどうするかが問題となる。法令解釈通達は、「地名と同一である又は地名を含む会社名、人名、組織名又は個人事業者等の商号（法令等により明確である名称に限る。）の表示であって、次に掲げる方法により表示している場合」については、上記の表示基準に規定する地名として取扱わないとして、例外を認めている。

例外として認められる方法は、第一に、「会社名、組織名又は個人事業者等の商号について、『株式会社』、『(株)』、『商号』等の表示を併せて行うなど、会社名等として消費者が容易に判別できる方法により表示している場合」である。たとえば、「千葉ワイン株式会社」といった表示であれば、消費者が会社名として容易に判別することができるはずであるから、千葉県産のぶどうを85%以上使用し、かつ、千葉県内で醸造するという要件を満たす必要はない。これに対して、たんに「千葉ワイン」と表示する場合には、地名表示の基準を満たす必要がある。

第二の例外は、「人名について氏名を併せて表示するなど、人名として消費者が容易に判別できる方法により表示している場合」である。たとえば、「長野太郎」といった表示であれば、人名として消費者が容易に判別できるため、長野県産のぶどうを85%以上使用し、かつ、長野県内で醸造するという要件を満たす必要はない。

さらに、上記の表示基準に規定する地名の表示には、原則として建物名や施設名を構成する文字の一部として表示する地名も含まれる。たとえば、「埼玉ワイナリー」または「埼玉ヴィンヤード」といった施設名がこれに該当し、かかる表示を行うにあたっては、埼玉県産ぶどうを85%以上使用し、かつ、埼

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

玉県内で醸造するという要件を満たすことが求められる。ただし、例外として、建物名や施設名の名称が固有名詞として一般に流布しており、ぶどうの収穫地または醸造地であると消費者が混同しない表示は、この限りでない。たとえば、「東京羽田空港ワイン」または「函館五稜郭ワイン」といった表示は、これらの施設名が固有名詞として一般に流布しており、消費者がこれらの施設をぶどう収穫地または醸造地であると混同するおそれは少ないため、その表示が認められる可能性もある。

なお、表示する地名が一の都道府県内の地域を示すもの、または都道府県を跨ぐ地域を示すものであって、当該地域を含む市町村内に醸造地がある場合については、「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しないものとして取り扱われる。たとえば、「尾瀬」という地名は、福島県南会津郡檜枝岐村、新潟県魚沼市、群馬県利根郡片品村の3県にまたがる地域を示すものであり、これらのいずれかの市村に醸造地があれば、「尾瀬ワイン」などの表示が認められる。当該地域を含む市町村に隣接した市町村に醸造地がある場合も同様である（ただし、表示する地名が含まれる都道府県内の市町村に限られる）。

法令解釈通達によれば、地名を含む果実酒等の商標を表示する場合についても、地名として表示基準の規定に沿って表示しなければならないとされている。現在流通している日本ワインの多くが、地名を含む商標を表示しており、2018年10月までに、基準にしたがった表示に変更するよう対応を求められることになる。

（3）その他の表示基準

本基準は、ぶどう品種名の表示についても、国際基準にあわせ、「表示するぶどうの品種の使用量の合計が85パーセント以上を占める場合に限り、当該ぶどうの品種名をその容器又は包装に表示できるものとする」と規定している。また、使用量の多い上位2品種のぶどうの品種名を表示する場合は、使用量の

多い順に表示するものとし、使用量の多い上位3品種以上のぶどうの品種名を表示する場合には、それぞれに使用量の割合を併記し、かつ、使用量の多い順に表示しなければならない。いずれの場合も、表ラベルに品種名を表示できるのは「日本ワイン」に限られ、輸入原料を用いたものなど「日本ワイン」の定義に該当しない「国内製造ワイン」については、別記様式、すなわち裏ラベルへの記載のみが認められる。

年号表示についても同様で、本基準は、「国内製造ワインの原料として使用したぶどうの収穫年については、表示する収穫年に収穫したぶどうの使用量が85パーセント以上を占める日本ワインに限り、その容器又は包装に表示できるものとする」⁽⁴³⁾としている。「日本ワイン」の定義に該当しない「国内製造ワイン」については、別記様式への記載を含め、一切の年号表示が認められない。

従来の業界自主基準の下では、産地、品種名、年号の表示のいずれについても、75%以上とするルールが運用されてきたが、今回の表示基準によって、これが85%以上に引き上げられることとなった。品種名の表示については、これまで、使用量75%~85%で単一品種名を表示していたケースは少なくなく、ワイナリーは、経過期間内に、使用量を85%にまで引き上げるか、もしくは、単一品種名の表示を断念するかを選択を強いられることになるだろう。

4 新たな表示基準が日本のワイン産業に与える影響

今回策定された表示基準については、消費者、メディア、そして業界においても、一般に好意的に受けとめられているようである。なかでも、「日本ワイン」の定義が明確にされた点は、メディアで繰り返し報道され、社会的にも大きな関心を集めることとなった。この表示基準は、今後の日本ワイン産業にいかなる影響を及ぼすことになるのであろうか。

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

まず予想されるのは、各ワイナリーが「日本ワイン」の定義に合致するワインの生産を重視するようになり、その生産が拡大することである。これにより、脱輸入原料の傾向が加速するであろう。その傾向は、国産原料や、醸造用ぶどうの苗木の不足に拍車をかける可能性がある。また、「日本ワイン」や醸造用ぶどうの価格上昇も予想される。もっとも、日本においては、生食用ぶどうに比較して、醸造用ぶどうの価格が低いという状況が、後者の不足を招く一因となっており、かりに醸造用ぶどうの価格が上昇すれば、栽培農家が栽培面積を広げ、あるいは、新規就農者が増加するなどして、その供給量が改善されることが期待される。

「日本ワイン」の定義に合致しない「国内製造ワイン」は、今後、低価格帯のものが主流となるであろうが、チリをはじめとする新世界の安価なバルクワインと競合することから、濃縮果汁を使用したワインの生産量は徐々に減少していくか、あるいは、いまだ一部の消費者に根強い需要のある「酸化防止剤無添加ワイン」系の商品へシフトしていく可能性が考えられる。

他方で、地名表示の基準については、困難な問題が生じることが予想される。日本では、全国各地にぶどう収穫地が散在しており、遠く離れたワイナリーで醸造されているケースが少なくない。しかし、今回の基準では、収穫地と醸造地が離れている場合には、たとえば、地名「塩尻」のみをラベルに表示したり、たんに「塩尻ワイン」と記載したりすることは認められない（隣接する市町村で醸造した場合のみ、例外的に認められる）。「塩尻ルージュ」、「塩尻ロゼ」、「塩尻のあわ」といった表示も同様である。たしかに、ぶどう品種名を併記した「塩尻メルロー」のような表示は許されるが、複数の品種をブレンドしている場合は、かかる表示は不可能となり、「塩尻産ぶどう使用」または「塩尻収穫」のような表示を行いうるにとどまる。

EUでも、実際には収穫地と醸造地が離れている場合は珍しくなく、柔軟な運用がなされているところであり、上記のような日本の地名表示基準は厳格す

ぎるのではないかという見解が少なからず示されている。

近年、全国で相次いで「ワイン特区」が誕生し、地元のおぶどうを使ったワインを醸造する小規模ワイナリーが生まれている⁽¹⁴⁾。また、厳格な地名表示基準の影響で、収穫地の近くにワイナリーが新設されたり、遠方の醸造地から移設されたりする可能性もある⁽¹⁵⁾。こうした傾向は、地元自治体にとっては大きなメリットをもたらすであろう。他方で、複数の産地からぶどうを調達し、1か所で醸造を行っているワイナリーにとっては、産地ごとに醸造所を設けることは大きな負担となる。

5 表示基準と品質

表示基準は、いうまでもなくワインの表示にかかわる基準であって、ワインの品質そのものを担保するものではない。「日本ワイン」の定義に合致するワイン、あるいは、地名の表示を認められたワインであっても、品質上問題のあるワインが存在することを排除できない。品質の劣るワインが流通すれば、「日本ワイン」の一般的評価、あるいは、当該産地のワインの評価を下げるおそれがある。したがって、各ワイナリーは、幅広く技術交流を行うなどして、品質向上に取り組むことが求められる。

ワイン産地の社会的評価を維持するためには、表示基準の運用だけでは不十分であり、地理的表示制度の活用が不可欠である。酒類の地理的表示制度は、WTO 発足時より TRIPS 協定に対応するかたちで、日本でも導入されていたが、ことワインに関しては、ごく最近にいたるまで、まったく活用されておらず、2013年7月に「山梨」がワインの地理的表示として登録されたのが最初の事例である⁽¹⁶⁾。今回の表示基準とあわせて、「地理的表示に関する表示基準」も全面的に改正され、地理的表示の指定手続や要件、生産基準に定めるべき事項が決められた。手続や要件が明確になったことから、今後は、日本においても、

ワインの地理的表示の指定を受ける産地は徐々に増えていくものと考えられる。

ここで注意しておかなければならないのが、一般の地名表示と地理的表示との違いである⁽¹⁷⁾。今回の表示基準は、法的拘束力をもつものとなり、地名表示に関しては、EU並みに厳格な要件が課されるにいたったが、当該収穫地のぶどうを使用し、その近くで醸造しさえすれば、たとえ品質の劣るワインであっても、その地名の表示が許される。これに対して、地理的表示は、一般の地名表示とは異なり、醸造地や収穫地の要件に加え、一定の品質や社会的評価が要件として課される。当該地理的表示の「生産基準」に定められたワインの品質にかかわるさまざまな要件——ぶどう品種、最低果汁糖度、補糖・甘味化の上限、補酸・除酸の上限、最低アルコール度、理化学分析、官能検査——をもクリアしたワインでなければ、たとえ産地内で収穫・醸造されていても、その地理的表示を使用することは許されない。かくして、地理的表示制度の下では、ワインの一定の品質が保証されるのである。

今後、全国的に知名度の高いワイン産地は、その品質と社会的評価を守るべく、地理的表示の指定を受ける方向に徐々に進んでいくものと思われる。今回の表示基準で定められた地名表示のルールは、すでにかなり厳しい要件を設定していることから、地理的表示の申請要件は、もはや特別に厳しいものとはいえなくなっているのも事実である。

6 まとめにかえて

以上、本稿では、2015年10月30日に告示された「果実酒等の製法品質表示基準」の概要を紹介するとともに、本基準が日本のワイン産業に及ぼしうる影響や課題について検討した。

今回の表示基準は、国税庁告示の形式をとってはいるものの、法的拘束力を有し、実質的には「ワイン法」として機能するものである。かくして「ワイン

法」不在の時代は、ようやく終焉を迎えたといえよう。これから基準を運用していく段階になって、解決すべき様々な課題が明らかになるものと思われるが、この基準の策定を契機に、真に日本のワイン産業・ブドウ栽培業の振興に寄与しうるルールの整備が望まれるところである。

「日本ワイン」ブームは過熱する一方であるが、「日本ワイン」というだけで売れる時代は、そう長くは続かないであろう。本稿において繰り返し述べてきたように、一般の「日本ワイン」においては、品質要件もなく（ただし、「原料として水を使用したもの」は除外される）、官能審査もないことから、こうした「日本ワイン」とは明確に差別化されるものとして、品質要件をクリアした地理的表示ワインが今後しだいに注目されるようになるものと考えられる。地理的表示制度の普及が、造り手の意識の変革を促し、「日本ワイン」全般の品質を引き上げる効果をもたらすことを期待したい。

【付記】 本稿は、「塩尻ワイン大学」において開催されたワイン法セミナー（2016年1月）の講演内容をまとめたものである。この場を借りて、長野県塩尻市をはじめとする同大学の関係者および受講生のみなさまに心より御礼申し上げます。

注

- (1) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法）86条の6第1項は、「財務大臣は、……酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる」と規定し、また、同条2項は「財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない」としている。なお、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則20条は、この権限を財務大臣は国税庁長官に委任する旨を定めている。
- (2) 山本博＝高橋梯二＝蛭原健介『世界のワイン法』（日本評論社、2009年）1頁。
- (3) 酒販ニュース2015年3月21日付4頁。

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

- (4) 法令解釈通達（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達）においては、以下のよう
に表示基準の意義が説明されている。
「原料の果実としてぶどうのみを使用した果実酒が、国際貿易において主要な
産品として取引されていることに鑑み、国内外における取引の円滑な運行に資す
る目的で国際的なルールを踏まえた表示の基準を定めるとともに、国内において
は、様々な原料を用いた果実酒及び甘味果実酒……が生産されているため、消費
者の商品選択に資する目的でこれらの表示を明確化することにより、表示の適正
化を図るものである。」
- (5) 国税庁酒税課「日本産酒類の振興等の取組について」（平成27年10月28日）。
- (6) 蛭原健介『はじめてのワイン法』（虹有社、2014年）279頁以下。
- (7) 法令解釈通達によれば、「『国内で収穫されたぶどう』には、国内で収穫された
ぶどうの果汁、当該ぶどうの濃縮果汁、当該ぶどうを乾燥させたもの、当該ぶど
うを煮詰めたもの又は当該ぶどうの搾りかす」も含まれる。
- (8) 法令解釈通達は、「その果実を使用したことが分かる表示」として、「その果実
の呼称として一般的に使用されている名称」、「当該果実の絵又は写真」、「当該果
実の品種名」、「シードル等ぶどう以外の果実を原料とする酒類の名称」を例示し
ている。
- (9) 法令解釈通達は、「日本産の表示に代えて都道府県名その他の地名を表示する
場合には、使用量の多い順に全ての都道府県名その他の地名を表示する」ことと
している。
- (10) この点に関して、法令解釈通達は、「外国産の表示に代えて原産国名を表示す
る場合には、原産国名に続けて当該原産国内の地名（例えば、「米国カリフォルニア産」
等）を表示して差し支えない」としている。
- (11) 法令解釈通達において、「地名」とは「行政区画（都道府県、市町村（地方自治法（昭
和22年法律第67号）第281条に定める特別区を含む。……）、郡、区、市町村内の町
又は字等の名称をいう。なお、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば、旧地
名、山や川の名称等）を含むものとする」と定義されている。
- (12) 法令解釈通達において、「醸造地」とは「果実酒等の原料を発酵させた場所」
と定義されている。
- (13) 法令解釈通達は、「ぶどうの収穫年」につき、「当該ぶどうを収穫した日の属す
る暦年をいう」と定義している。
- (14) 酒税法7条2項は、「酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受け
た後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量
に達しない場合には、受けることができない」とし、法定製造数量を定めている。
ワイン（果実酒）については、これが6キロリットルと定められている。しかし

新しいラベル表示基準と「日本ワイン」の課題

ながら、構造改革特別区域法 28 条の 2 第 1 項にもとづき、構造改革特別区域（特区）内において、果実酒（地域の特産物に指定された果実で、当該特区内で生産されたもの等を原料としたもの）を製造しようとする場合には、この法定製造数量は「2 キロリットル」に緩和される。これがいわゆる「ワイン特区」であり、これまでに北海道余市町、長野県塩尻市などが認定されている。

- (15) 本稿では論じる余裕はないが、地理的表示制度の普及もこのような傾向を加速させるであろう。地理的表示の要件として、産地内での醸造が求められるからである。
- (16) 蛭原健介「地理的表示『山梨』の指定について」明治学院大学法学研究 97 号参照。
- (17) 蛭原健介「『地理的表示』は日本に定着するか？」ワイナート 82 号など参照。